

短時間労働者均衡待遇推進等助成金（健康診断制度）

パートタイム労働者の健康診断制度を導入し、実際に延べ4人以上実施した場合に助成金を支給します。

事業主が就業規則又は労働協約に、パートタイム労働者の健康診断制度（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診のうちいずれか一つ以上）を新たに定め、2年間のうちに延べ4人以上に実施した場合に助成金を支給します。

一事業主につき **30万円**（中小企業は **40万円**）

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 15万円（中小企業は25万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6ヵ月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

※ 雇入時健康診断と定期健康診断の場合は、1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満のパートタイム労働者に実施した場合にのみ支給対象となります。



開業医メディカル経営支援ネットワーク

www.medical-shien.net